

川崎市立土橋小学校クラブ内規

本内規は、川崎市立土橋小学校 PTA 会員(以降「PTA 会員」) が PTA 規約第 2 章第 3 条 3 に定める「相互の親睦をはかる」事を目的としたクラブ活動に関して定めるものである。

第 1 章 総則

- 1 クラブは、PTA 会員相互の教養を高め、親睦を図る事を目的とする。
- 2 クラブは、生徒及び教員の学校活動を妨げてはならない。
- 3 クラブは、PTA 活動に協力しなければならない。
- 4 クラブは、学校活動に無関係な営利的、政治的、宗教的活動を行ってはならない。

第 2 章 設立・解散・休止

- 1 クラブを設立する場合、設立申請書に必要事項を記載し、クラブ名簿と共に運営委員会に提出する。運営委員会は設立申請書に基づき、クラブが PTA 活動に適するかを検討し、適すると判断した場合、これを承認する。
検討にあたり運営委員会が必要と判断した場合は、申請者からのヒアリングを行う。
クラブは承認受領後より活動を開始出来る事とする。
本内規施行以前より活動していたクラブについては新たな申請手続きは不要とする。
- 2 運営委員会はクラブの活動が本内規第 1 章に反していると判断した場合、クラブを解散させる事ができる事とする。
解散を命じられたクラブは、以降 PTA クラブとしての活動をしてはならない。
- 3 一時的に活動が困難となったクラブは、活動を休止する事ができる事とする。

第 3 章 クラブ要件・会員

- 1 クラブは、PTA 会員、卒業生保護者が所属できることとする。
ただし、卒業生保護者は、在籍時から継続している場合のみ所属できることとする。
- 2 クラブは、運動系／文科系ともに 5 名以上で構成するものとする。ただし、運動系クラブの場合、試合に出場するための最低人数を満たすことも条件とするため、競技によってクラブ発足のための最低人数が 5 名よりも多い場合もある。
いずれの場合も、PTA 会員の構成比率が 70%を下回ってはならない。
- 3 クラブは、メンバー募集を行なった結果、6 月末時点で上記条件を満たしている場合に限り、クラブ申請できることとする。クラブ申請は年度ごとに必要とする。
- 4 クラブ代表者は教職員以外の PTA 会員でなくてはならない。

第 4 章 活動

- 1 クラブは、その趣旨に沿った活動を、年間を通じて継続的に行うこととし、年間の最低活動回数を 4 回とする。
- 2 クラブは、年度始めにクラブ活動申請書、施設利用申請書、及びクラブ会員名簿を運営委員会に提出することとする。また、年度途中で新入部員が加入した場合は再度、名簿を提出することとする。

- 3 クラブ活動において学校施設を使用する場合は、代表者が事前に予約することとする。
- 4 クラブは、大会・対外試合に関して、他校との混合での参加は不可とし、土橋小学校 PTA 会員及び卒業生保護者のみで構成されたチームでの出場のみを認めることとする。

第5章 活動費

- 1 PTA 会計からの活動補助金は、1 クラブあたり年間 5,000 円を上限とする。活動補助金はクラブ活動に必要な備品の購入にあてることができる。
PTA 会計からの施設利用料補助金は、使用実績の半額を支給することとする。ただし、年間での年間での支給総額は 35,000 円を上限とする。
また、川崎市 PTA 連絡協議会や宮前区 PTA 協議会主催の大会に出場する場合は、PTA 会計より参加費を支給することとする。
活動補助金や施設利用料補助金は年度始めの PTA 総会の承認を得ることができた際のみ支給することとする。
- 2 クラブ新設時のみ、クラブ活動を開始するために必要な備品等を購入するための初期環境整備補助金を申請し、運営委員会が承認をした場合に限り、支給を受けることができる。
- 3 クラブは必要に応じ、会費を徴収して活動費とすることができる事とする。

第6章 その他

- 1 本内規に定めない事項について審議がある場合は、運営委員会に申し立てをし、運営委員会にて審議・決定する事とする。

付則

- 1 クラブ名簿については「川崎市立土橋小学校 PTA 個人情報取扱規則」に則り取り扱う。

本内規は 令和5年3月より実施する